

豊田市農業委員会議事録

令和3年1月26日、豊田市農業委員会長 横桑 鈞は、令和3年1月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第4号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第6号 特定農地貸付けの承認について
- 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (12名)

_____	_____	3番	西山弥太郎
4番 石川 幸子	_____	6番	近藤 和人
7番 杉浦 俊雄	_____	9番	梅村 逸次
_____	11番 梅村 貢司	_____	
13番 加知 満	14番 伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
_____	17番 林 如実	18番	杉田 雅子
19番 横条 鈞			

< 欠席委員 > (7名)

1番 鈴木喜一郎	2番 築山 正樹	5番 為井 裕
8番 土方 和子	10番 水野 省治	12番 中島 匡代
16番 浅見富士男		

< 事務局説明員 >

事務局長 小木曾哲也	副主幹 尾形 洋	担当長 鈴木 祥宏
主査 加藤 泰平	主査 鈴木 彩	主査 神谷 一平
主事 生田 卓哉		

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局： 本日の欠席委員は、1番、鈴木喜一郎委員、2番、築山正樹委員、5番、為井裕委員、8番、土方和子委員、10番、水野省治委員、12番、中島匡代委員、16番、浅見富士男委員、以上、7名でございます。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

11番、梅村貢司委員、13番、加知満委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第1号から第7号までの審議案件7件とその他の報告案件4件です。それぞれ、順次、議題を上程させていただきます。

令和3年議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和3年議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細は、お手元にある議案を御覧ください。

1番、若草町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の石川委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

2番、広美町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

3番、宝町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の勝田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

4番、舞木町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の水野委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

5番、西中山町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

6番、前洞町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

7番、東郷町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

8番、有間町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の市村委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

9番、有間町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の市村委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

10番、広幡町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の篠田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

これより皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第1号で上程されました10件について、賛成の委員は挙手をお願いし

ます。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第1号は承認決定されました。

令和3年議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和3年議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

1番、猿投町の件、農業用倉庫・農作業場です。農地区分はお手元の白色の表、農地区分表の第1種農地です。判断基準は第1種農地①、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。なお、以降同基準については、第1種農地①と読ませていただきます。

許可基準は、裏面、許可基準表を御覧ください。第1種農地③(e)、住宅その他、申請地周辺居住者の日常生活上、業務上、必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。なお、以降同基準については、第1種農地③(e)と読ませていただきます。

場所についてはスクリーンのとりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

梅村(逸)委員： 申請番号1番、特段問題はなく、許可相当と思います。

事 務 局： ありがとうございます。

2番、石畳町の件、農家住宅です。農地区分は、お手元の白色の表、農地区分表の第2種農地です。判断基準は第2種農地③、市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満です。なお、以降同基準については、第2種農地③と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地です。周辺の第3種農地等を利用することで、専業事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。なお、以降同基準については、第2種農地の許可基準と読ませていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして、担当の中島委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

3番、貝津町の件、農地造成（一時転用）です。農地区分は農地区分表の第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、4番、貝津町の件、農地造成（一時転用）です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、5番、貝津町の件、農地造成（一時転用）です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

横糸委員： この3件、同一場所で申請がありました。この場所は過去、違反転用に近いものがありまして、今回始末書が出てきまして、農地造成ということで出てきました。特に今回については異議ありません。問題なしです。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： ありがとうございました。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第2号で上程されました5件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第2号は適当である旨、承認されました。
令和3年議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和3年議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。
1番、丸山町の件、かさ上げ・残土処分場（一時転用）です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地②、新上挙母駅からおおむね500メートル以内です。
許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。
場所についてはスクリーンのとおりです。
土地利用計画図はこちらです。
なお、本件につきまして、担当の鈴木委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

2番、志賀町の件、駐車場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。
許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。
場所についてはスクリーンのとおりです。
土地利用計画図はこちらです。
続きまして、3番、室町の件、駐車場です。農地区分は第2種農地です。判

断基準は第2種農地③です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、4番、扶桑町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。

判断基準は第3種農地④、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。なお、以降同基準については、第3種農地④と読ませていただきます。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。なお、以降同基準については、第3種農地の許可基準と読ませていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、5番、矢並町の件、車庫・駐車場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして、担当の築山委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、6番、豊栄町の件、駐車場・資材置場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地②、末野原駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

7番、和会町の件、分家住宅です。農地区分は第1種農地です。判断基準は第1種農地①です。

許可基準は第1種農地③（e）に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして、担当の為井委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

8番、宝町の件、駐車場です。農地区分は第1種農地です。判断基準は第1種農地①です。

許可基準は第1種農地③（e）に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

近藤委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

9番、高岡本町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、10番、堤町の件、都市ガス整圧器です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉浦委員： 9番、10番ともに異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

11番、生駒町の件、社員寮です。農地区分は第1種農地です。判断基準は第1種農地①です。

許可基準は第1種農地③（e）に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、12番、吉原町の件、駐車場です。農地区分は第1種農地です。

判断基準は第1種農地①です。

許可基準は第1種農地③（e）に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして、担当の土方委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

13番、猿投町の件、分家住宅です。農地区分は第1種農地です。判断基準は第1種農地①です。

許可基準は第1種農地③（e）に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、14番、猿投町の件、造成協力地（一時転用）です。農地区分は農用地区域内農地です。判断基準は農業振興地域整備計画で農用地区域とした農地です。

許可基準は農業振興地域整備計画の策定に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

15番、四郷町の件、介護老人保健施設・看護小規模多機能型居宅介護施設です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

梅村（逸）委員： 13、14は問題ございません。そして、15も問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

16番、東広瀬町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして、担当の水野委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

17番、西中山町の件、資材置場です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地②、豊田藤岡インターチェンジからおおむね300メートル以内です。

許可基準は第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

梅村（貢）委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

18番、則定町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

伊藤（政）委員： 特に問題はありません。

事務局： ありがとうございます。

19番、大沼町の件、車両置場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、20番、小松野町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして、担当の浅見委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

21番、野入町の件、農家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉田委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

22番、大清水町の件、分家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地②、上豊田駅からおおむね1キロ以内かつ同施設を中心とする半径500メートルの円で囲まれる区域の宅地等非農地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

横糸委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： ありがとうございました。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第3号で上程されました22件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第3号は適当である旨、承認されました。
令和3年議案第4号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和3年議案第4号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

1番、中根町の件、変更内容は期間延長です。

本件、令和元年5月28付5条許可を得ました。当初は、同年12月までに事業完了をする計画でしたが、工事元請業者の廃業や新型コロナウイルスによる経済的影響により、事業が停滞しております。そのため令和4年3月まで工期を延長したく、今般、事業計画変更承認申請をしたものです。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして、担当の土方委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

以上です。

会 長： ありがとうございます。
事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。
ここで委員の皆様の御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第4号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第4号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和3年議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

1番、梅坪町の件、主たる従事者の故障のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の石川委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第5号において上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第5号は承認決定されました。

令和3年議案第6号「特定農地貸付けの承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和3年議案第6号「特定農地貸付けの承認について」。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定に基づく特定農地貸付けについて、同法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農業委員会の承認を求めます。

案件の説明に先立ち、特定農地貸付けの概要について説明させていただきます。

別紙資料4ページ、議案第6号「特定農地貸付けの承認について」を御覧ください。

4ページから6ページは、今回の申請者より提出のあった「市民農園特定農地貸付規程」の写し、8ページから13ページは「始めてみませんか、市民農園」というパンフレットの写しとなっております。

まず、市民農園の開設について説明いたします。

市民農園とは、市民がレクリエーションの目的などで、小さな面積の農地を利用して自家用の野菜などを栽培するための農園のことです。

市民農園の開設は、法律により2つの方法があります。

市民農園整備促進法による開設と、特定農地貸付法による開設です。

今回の案件は、特定農地貸付法による開設で、市内全域で容易に開設できることがメリットの制度です。現在、この特定農地貸付法による地方公共団体農業協同組合以外の者が開設する市民農園は、市内で20か所開設されております。

12ページを御覧ください。

地方公共団体・農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合の説明になります。今回はこちらに該当します。

下のフロー図を御覧ください。

①番、中央の三角の囲いの中になりますが、開設者は豊田市と貸付協定を結

びます。その後、②、③、④の流れですが、開設者は、お手元の資料にあります貸付規程を作成し、その承認を農業委員会に求めます。今回の審議はこちらに該当します。

農業委員会で貸付規程が承認された後、土地所有者、豊田市、農園開設者の3者で契約を結びます。そして、農園開設者は貸付規程に沿って農地を利用希望者に貸し付けます。

続きまして、今回の案件について具体的に説明します。

場所はスクリーンのとおりです。畝部西町地内の農地で1筆、面積は1,039平方メートルです。

土地利用計画はスクリーンのとおりです。34区画の貸出しになります。

4ページの貸付規程を御覧ください。

審査の内容としては、次に掲げる必要な項目が入っているかどうかを確認します。主に貸付主体、貸付農地、貸付条件、募集の方法、管理運営方法、貸付契約の解除、貸付農地の返還などについてですが、必要な項目は全て記載されていることを事務局で確認しました。

また、事前に推進委員の高橋委員に農地の現地確認を行っていただいております。承認について問題ない旨、御意見を頂戴しております。

説明は以上になります。

会 長： ありがとうございます。

ここで委員の皆さんに御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第6号において上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 6 号は承認決定されました。

令和 3 年議案第 7 号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和 3 年議案第 7 号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和 3 年 2 月 1 日から貸借期間が開始されるものです。

資料は 2 種類あります。

別紙 1 ページの議案第 7 号資料①は、利用権の総括表になります。別紙 2 ページ、議案第 7 号資料②は、1 筆ごとの情報を全件示す分になります。本来は、一筆一筆について御審議いただくところですが、数が多いため、別紙 1 ページの議案第 7 号資料①と書かれた資料になります総括表で説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。

貸借の始まりは、いずれも令和 3 年 2 月 1 日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

貸出しの種別は 4 種類ありまして、所有者が耕作者に直接貸す相貸と、そのうち農家ではない方に貸す解除条件付きの貸借がございます。さらに農地中間管理機構を通じて利用権を設定する転貸があります。

転貸の中でも出し手と受け手が決まっている場合は、農用地利用集積計画のみで機構への借入れ、転貸が可能な一括方式と、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の作成が必要な一括方式でないものがあります。

今回は、転貸の一括方式のみの利用権設定になります。総計欄のとおり、45 筆、6 万 3, 9 5 8 平米の利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第7号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第7号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案15ページ及び別紙配付資料14ページ、15ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを御報告いたします。

続いて、議案16ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について（令和2年受付分）。

189番、大島町の案件から193番、若林東町の案件までと、17ページを御覧ください、令和3年受付分1番、榊塚西町の案件から5番、秋葉町の案件までの10件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、18ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について（令和2年受付分）。

53番、竹元町、自己用住宅の案件から、19ページを御覧ください、59番、栄町、自己用住宅の案件までの7件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、20ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

(令和2年受付分)、236番、下林町、建売住宅の案件から、25ページを御覧ください、257番、西岡町、分譲住宅の案件までと、26ページを御覧ください、(令和3年受付分)、1番、浄水町、介護老人福祉施設の案件から3番、越戸町、広場までの25件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で事理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これでは本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、ありがとうございました。

(閉会 午後 2時32分)

議事録署名者

印

印